

Tokyo Mirai Park “Lab” 利用規約

令和7年1月31日 6政計ブ第374号
令和8年4月1日 8ス戦イ第10号
令和8年5月1日 8ス戦イ第391号

(総則)

第1条 この「利用規約」(以下「本規約」という。)は、東京都が推進する、50年・100年先を見据え、「自然」と「便利」が融合した持続可能な都市の実現に向けて、ベイエリアから世界最先端を発信していく「東京ベイ e S Gプロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)において運営する「Tokyo Mirai Park “Lab” (トーキョー ミライパーク ラボ)」(以下「本事業」という。)の利用規約を定めるものである。

(名称)

第2条 本事業において、第3条に定める目的を達成するために設置される、日本科学未来館3階におけるスペースの名称を「Tokyo Mirai Park “Lab” (トーキョー ミライ パーク ラボ)」(以下「3F拠点」という。)と称する。

(目的)

第3条 本事業は、東京のベイエリアを中心に、最先端技術の社会実装や新たなイノベーションの創出に向けた共創を実現するために、多くの企業・団体に本プロジェクトの理念を広め仲間を増やし、その活動を推進する。日本科学未来館に設置する「Tokyo Mirai Park」(以下「1F拠点」という。)においては、特に、利用者間の交流や連携、協業を通じて、新たなプロダクトやサービス、プロジェクトの創発と、研究開発やプロトタイピングを促し、1F拠点等を活用した一般公開や実証実験、ユーザーヒアリング等、社会実装に向けた取組みを推進することを目的とする。

(事務局)

第4条 東京都は本事業の事務を行うため、事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

2 東京都は事務局業務を委託する。委託を受けた事業者は、本規約に定める全ての規定の遂行に関して、都の代行者としての権限を有するものとする。

3 事務局は3F拠点内に置く。

(提供サービス)

第5条 本事業において、事務局は、第3条の目的を達成するため、第6条で定める東京ベイ e S Gパートナー等に対して、次に掲げるサービスを提供する。

(1) E-Mail、SNS、3F拠点の各種機能を活用した情報・ノウハウ等の提供

(2) 3F拠点におけるイベント・セミナー・アクセラレーションプログラム等の開催

- (3) 3F 拠点における施設機能の提供（例：コワーキングスペース等）
 - (4) 他利用者との交流促進、連携や協業可能性検討に資する活動の支援
 - (5) その他、本事業の目的を達成するために利用者において必要と東京都及び事務局が判断した支援
- 2 本事業において、事務局は、第3条の目的を達成するため、第6条で定める東京ベイ e S G パートナー等に対して、次に掲げるサービスを提供する。
- (1) 東京ベイ e S G パートナー等の保有技術や開発中の製品・サービスに関し、利用者とのアイディアーションやプロトタイピング支援
 - (2) (1) に必要な、東京ベイ e S G パートナー等による資料・動画紹介、現物の持ち込み・常設による周知、担当者の常駐等の支援
 - (3) (1) が進捗した場合、3F 拠点1階における一般公開や実証、ユーザーヒアリング支援
 - (4) その他、本事業の目的を達成するために東京ベイ e S G パートナー等において必要と東京都及び事務局が判断した支援
- 3 事務局は、提供するサービスの内容を変更することができる。変更がある場合には、東京都と協議するとともに、事前に3F 拠点での掲示又はウェブサイト等にて変更内容を告知するものとする。

(利用者種別)

第6条 本事業の利用者種別は、次の各号に定めるものとする。(以下、(1) から (3) を総称して「利用者」という。)

(1) 東京ベイ e S G パートナー等

東京ベイ e S G プロジェクトパートナー登録企業・団体及び Tokyo Bay Innovation Field 採択事業者のうち、本規約、個人情報保護方針その他本事業が定める利用案内等の内容に同意し、事務局が別途定める利用手続きを経た上で、3F 拠点を見学又は利用する企業、団体、もしくは当該企業、団体に所属する個人（以下「e S G パートナー等」という。)

(2) 同行者

e S G パートナー等には該当しないが、e S G パートナー等と共に3F 拠点に来場し、本事業及び3F 拠点の趣旨に賛同し、かつ本規約、個人情報保護方針その他本事業が定める利用案内等の内容に同意し、事務局が別途定める利用手続きを経た上で、3F 拠点を見学する企業、団体、もしくは当該企業、団体に所属する個人（以下「同行者」という。)

(3) 見学者

e S G パートナー等及び同行者には該当しないが、本事業及び3F 拠点の趣旨に賛同し、かつ本規約、個人情報保護方針その他本事業が定める利用案内等の内容に同意し、事務局が別途定める利用手続きを経た上で、3F 拠点を見学する企業又は団体、もしくは当該企業又は団体に所属する個人（以下「見学者」という。)

(有効期限)

第7条 本事業の利用者種別ごとの有効期限は、次の各号に定める期間とする。

- (1) e S Gパートナー等：期限は定めない。
- (2) 同行者：見学の当日限りとする。
- (3) 見学者：見学の当日限りとする。

(利用時間)

第8条 3F拠点の利用時間は、原則次の通りとする。

- (1) 平日 10:00～19:00（利用受付は18:00まで。なお、日本科学未来館の休館日である火曜日も利用可能とし、土日祝は原則休業とする）
 - (2) その他、年末年始や3F拠点の管理運営上必要な保守点検日等、事務局が個別に定める日は休業とする。具体的な休業日については、利用カレンダー等にて告知するものとする。
- 2 前項に定める利用時間以外の利用については、第11条に定める専用利用に限り、可能とする。

(3F拠点の利用)

第9条 利用者等は、別途初回利用時に事務局が案内する方法に従い、3F拠点利用の都度、受付において、利用開始時及び利用終了時に手続きを行うものとする。

2 利用者は3F拠点の利用に際し、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 常に善良なる利用者の注意をもって3F拠点及び設備・備品を利用するものとする。
- (2) 利用に際して、3F拠点の設備及び備品を棄損・汚損・滅失したり、他の利用者に損害を与えたりした場合、直ちに事務局にその旨を連絡し指示に従うものとする。又、当該利用者は事務局及び相手方の被った損害を賠償するものとする。
- (3) 利用に際して、本規約に反する、若しくはその恐れがあると事務局により指摘された利用者は、事務局の指示に従い、直ちに当該事項の是正、若しくは3F拠点の利用を終了するものとする。

3 3F拠点の利用に関しては、別途事務局の定めのない限り無料とする。

4 3F拠点の利用に際しては、本規約の他、事務局が別途定める利用案内を遵守するものとする。

(見学の受入)

第10条 事務局は、第8条第1項に定める利用時間において、e S Gパートナー等及び同行者による、3F拠点の見学を受け入れるものとする。

2 事務局は、別途定める事前申請手続きを完了させた見学者に関し、3F拠点の見学を受け入れるものとする。

3 本条第1項に定める同行者及び第2項に定める見学者は、3F拠点の見学に先立ち、事務局に名刺2枚を提出するものとする。

(専用利用)

第11条 事務局は、e S Gパートナー等による、3F拠点の専用利用を受け入れるものとする。

- 2 専用利用を希望する e S G パートナー等は、事務局が別途定める事前予約フォームより、利用日の 1 カ月前までに申請し、事務局による審査・承認を経るものとする。
- 3 前項に定める申請及び審査・承認を経た範囲において、第 8 条第 1 項に定める利用時間以外の 3 F 拠点の利用も可能とする。

(利用可能設備・備品)

第 12 条 3 F 拠点において、利用者は次の設備・備品を、併記する事項を遵守の上利用できるものとする。なお、別途事務局と個別に合意のない限り、原則来場日のみの単日利用とし、退室時には入室時と同様に原状回復するものとする。

- (1) 電源：電源タップケーブルより PC 等への電源利用が可能である。利用者 1 人あたり 1 口の利用とすること。
 - (2) Wi-Fi サービス：セキュリティ対策は利用者の責任で行うこと。
 - (3) ロッカー：退室時には空にすること。
 - (4) 空調・照明：共用とする。室温や温度の調節は事務局にて行うため、スイッチ等には触れないこと。
 - (5) 喫煙スペース：3 F 拠点及び日本科学未来館内は禁煙である。喫煙は屋外の喫煙スペースで行うこと。
 - (6) ゴミ箱：3 F 拠点内で発生したゴミは、所定の分別方法に従い 3 F 拠点内に設置されたゴミ箱に廃棄する。ゴミの持ち込み、放置をしないこと。
 - (7) 駐車場：原則、公共交通機関を利用すること。日本科学未来館の地下駐車場を利用する場合は有料（割引等は無し）。
 - (8) 3 F 拠点内での飲食：原則可能（アルコール類を除く）。ただし、周囲環境への配慮、利用後の衛生保持等に留意し、万が一事務局が不相当とみなした場合は、事務局の指示に従うこと。
 - (9) 上記以外の設備・備品：本規約及び事務局が別途指示する利用方法に従い利用すること。
- 2 前項に定める以外の設備・備品の利用を利用者が希望する場合は、利用者と事務局とで個別に協議の上決定するものとする。

(利用者の義務)

第 13 条 利用者は、次の義務を負うものとする。

- (1) 利用者は、本事業で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。
- (2) 利用者は、第 3 条の目的に鑑み、積極的に本事業の活動に参加するものとする。
- (3) 本事業における活動によって、新たに知的財産等が生ずる可能性があるときは、当該知的財産等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
- (4) 利用者は、登録内容に変更が生じた場合には、その変更から 2 週間以内に事務局が別途定める方法によりその変更内容を事務局に通知しなければならない。
- (5) 利用者は、東京都及び事務局の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。

(広報への協力)

第14条 利用者は、事務局又は事務局が指定する第三者が、以下各項に定める本事業に関する素材等を、利用者の事前の承諾を個別に得ることなく、複製・加工・編集等により利用し、日本科学未来館等の東京都又は事務局が管理する施設における展示、各種外部メディアやウェブサイト、SNS等にて無償で公開することに同意するものとする。

- (1) 本事業におけるイベント等において事務局又は事務局が指定する第三者が提供する資料等に基づき利用者が制作した成果物の全部又は一部
- (2) 事務局又は事務局が指定する第三者により、利用者の肖像や利用者が持ち込んだ物品（利用者の製品や試作品等を含む）を含む本事業の様子が記録された写真・音声、映像等
- (3) 事務局又は事務局が指定する第三者による本事業に関する取材、ヒアリング又はアンケート結果等

(禁止事項)

第15条 利用者は、本事業において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 第3条に定める目的以外での3F拠点の利用。
- (2) 他利用者又はその他第三者に対する、3F拠点を使った勧誘・斡旋行為等。
- (3) 他利用者又はその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
- (4) 他利用者もしくはその他の第三者を差別若しくは誹謗中傷、又他者の名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (5) 本規約をはじめとする本事業の定める規約等、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反、又事務局が不適切と判断する行為。

2 利用者は、次に定める事項に該当する場合、3F拠点を利用できないものとする。

- (1) 営利目的での利用
- (2) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (3) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等の使用
- (6) 他利用者に不都合又は支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (7) 3F拠点の設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき
- (8) 3F拠点の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (9) その他、事務局が本事業の趣旨に合致しないと判断した活動目的での利用

(利用資格の喪失)

第16条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し、当該利用者に通知した場合には、当該利用者はその資格を喪失する。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 第3条に定める目的に反する行為をした場合。

- (3) 事務局から連絡を取ることができない等、利用継続の意思がないと認められる場合。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断する場合。
- 2 利用者資格を喪失した者は、利用者資格喪失後1年以内に本事業で得た情報やノウハウを用いて本事業と競合する活動をしてはならない。

(免責事項)

第17条 東京都及び事務局は、3F拠点を活用する利用者の経営・財政状況等について保証等をするものではなく、又、本事業への参加に伴う利用者同士の取引・契約等について、及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害について、一切の責任を負わない。

- 2 東京都及び事務局は、3F拠点の利用に際し利用者により持ち込まれた物品(利用者の製品又は試作品、もしくは貴重品等、あらゆる物品を含む)等の盗難・破損・毀損・汚損については、その原因の如何に問わず、一切の責を負わない。
- 3 東京都及び事務局は、3F拠点の利用に際し利用者又は第三者に生じた事故・怪我、疾病その他の損害については、その原因の如何に問わず、一切の責任を負わない。
- 4 3F拠点の電源及びWi-Fiサービスを利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び事務局はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- 5 東京都及び事務局は、事務局の故意又は重大な過失によらない火災、盗難(情報の盗難を含む)、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負わないものとする。
- 6 東京都及び事務局は、天変地異、関係各省庁からの指導、その他東京都及び事務局の責に帰さない事由により、3F拠点の利用が中止されたときのいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- 7 利用者が本規約に违背したことによって、3F拠点が損害を被った場合には、その損害や付随する損害について全額賠償請求するものとする。(利用後に判明した违背も含む。)

(3F拠点の終了)

第18条 東京都及び事務局は、利用者に事前通知をした上で、3F拠点の利用を終了することができる。その場合には、3F拠点の利用を終了する1カ月前までに3F拠点での掲示又はウェブサイト等にて告知するものとする。

- 2 東京都及び事務局は、3F拠点の利用終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

(規約の変更)

第19条 東京都及び事務局は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。

- 2 東京都及び事務局は、本規約に変更がある場合には、事前に3F拠点での掲示及びウェブサイト等にて変更内容を告知するものとする。

附 則

この規約は、令和7年1月31日から施行する。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

この規約は、令和8年5月1日から施行する。